

平成 23 年 7 月 8 日
秋田行政評価事務所

「行政なんでも相談所」の開設について

秋田行政評価事務所では、大仙市との共催により、平成 23 年 7 月 12 日、同市において、関係機関の協力を得て、「行政なんでも相談所」を開設します。

住民の生活に関係する登記、税金、道路などの国・県・市の行政に関すること、相続、離婚、多重債務などの身近な法律に関することなど、ご相談に応じます（※弁護士による法律相談のみ予約制：電話 018-823-1100）。相談は**無料で秘密は守られます**。

相談所開設日程等

- **日時**：平成 23 年 7 月 12 日（火）13:00～16:00
- **場所**：大仙市大曲交流センター（大仙市大曲日の出町 2-7-53）
- **主催**：総務省秋田行政評価事務所・大仙市
- **参加予定機関**：
秋田地方法務局、仙台国税局税務相談室、湯沢河川国道事務所、
秋田県、大仙市、日本年金機構大曲年金事務所、
秋田県テレビ受信者支援センター、秋田弁護士会、
行政相談委員、秋田行政評価事務所 計 10 機関

相談内容

- 国・県・市などの業務に対する苦情や意見・要望、手続などに関する問合せなど
（主な相談内容）
- 登記、人権に関すること
 - 相続税、確定申告など税金に関すること
 - 道路や河川に関すること
 - 県の行政に関すること
 - 市の行政に関すること
 - 地上デジタル放送の受信に関すること
 - 相続、離婚、多重債務問題などの法律相談

総務省の行政相談制度

総務省では、国民から国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け、公正・中立の立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決や実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

「行政相談」は、秋田行政評価事務所（行政苦情 110 番（TEL：0570-090110 又は、018-823-1100））及び県内各市町村に配置している行政相談委員（83 人）が受付けています。

《本件連絡先》総務省 秋田行政評価事務所
担当：行政相談課（田村、山田）
電話：018-824-1426